

明治沖縄思想史の一断面：太田朝敷の『同
化』論をめぐって

比屋根，照夫 / ヒヤネ，テルオ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

357

(終了ページ / End Page)

386

(発行年 / Year)

1988-03-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015660>

明治沖繩思想史の一断面

——太田朝敷の『同化』論をめぐって——

比屋根 照 夫

(一)

「然るに我が県政の第一期に於ける我が県民は、政治上の権力と共に社会上の勢力までも拋棄し、
恰も食客の位置に置かれて顧みなかつたのである。かかる地方は恐らく植民地の外にはあるまい」と
は、近代沖繩でもっとも大きな影響力をもった啓蒙的言論人太田朝敷が、その回顧録『県政五十年』の
中で慨嘆をこめながら語った言葉であった。太田が言う県政第一期とは、明治五年に始動した琉球処
分の政治過程の帰結点、明治十二年から明治二八年の日清戦争の勝利までを言う。この回顧録は昭和
五年という時点に公刊されたものであったが、同時代史の渦中において沖繩近代史をつぶさに体験、観
察した啓蒙的言論人太田朝敷によって執筆されたものだけに、沖繩近代の特異な諸相をあます所なく
浮き彫りにしたものとなっている。冒頭に引用した部分の前段で、太田は地方政治における「地方

庁”の巨大な権力行使に対して“地方民の要求”を達成するためには、どのような“力”が必要であるかを説いてこのように述べる。

「今日の地方政治は、如何に發達した地方でも、その実権がその地方人にあるとは限らない。寧ろ何れの地方でも行政の実権は外来者の手にある。自治の権域が狭い今日の地方制度に於ては、地方庁は内務省の出張所たるを免かれない。然もこれを牽制して地方の事情に順応せしめ、地方民の要求に合致せしむるには、そこに或る力がなければならぬ。それは即ち社会的勢力である。或は社会的権威とか威力とかいうのが適當かも知れない。然して政治的権力は尽くその地方人の手に属するものとは限らないが、社会的勢力に至つては何れの地方でも、絶対にその地方人から離るるものではない。若し地方の為政者にして、その権力の運用を誤まるか、或は地方の事情に添わぬ政策でも行つた場合には、その地方に於ける社会的勢力が直ちに活動してこれを矯正するのが普通である」⁽²⁾

この一文で太田が指摘していることは、近代日本のいわゆる官治型の地方自治制度の下で、巨大な「政治的権力」をもつ地方政庁に対抗していかなる「社会的勢力」を結集し、その「権力の運用」を地方の実情に適合させ、「地方の事情に添わぬ政策」の誤謬を「矯正」させるかという問題であつた。言いかえれば、太田朝敷は、「自治の権域」がせまく、地方政治の「実権」が、地方人の掌中にならない以上、「権力の運用」の側面において地方の意向を反映させるためにも、地方政治をつらぬく“官”と“民”との拮抗・対抗のダイナミズムをになう「社会的勢力」の結集を緊急な課題としたのである。

この意味で、太田が慨嘆をこめながら、「然るに我が県政の第一期に於ける我が県民は、政治上の権力と共に社会上の勢力まで拋棄し、恰も食客の位地に置かれて顧みなかったのである。かかる地方は恐らく植民地の外にあるまい」と語ったのは、このような「社会的勢力」の決定的な欠落をこそ語ったものであった。

それでは、太田も述べるように、全国でも例を見ない「社会的勢力」の欠落の原因は、どこにあったか。太田は、これについて同書の中で、このように回顧している。

「廃藩置県の処分により政治上の権力が県人の手から完全に離れたことは説明するまでもないが、然らば社会的勢力は如何というに、今日とは違って官権の圧力が何処までも及ぶ時代であるから、本県人は自分の郷土にありながら宛然食客の立場に置かれたようなものであった⁽³⁾」

太田がここで言う「食客の立場」とは、自分の郷土にありながら自己の政治的、社会的環境になんら発言する力もなく、外来者の指揮・強制・監督のもとで自己の身をやしなわれる、そうした他者依存、主体性剝奪の状態を指す。そうした「社会治勢力」の欠落という状態を招来させた原因について太田は、前引のように沖縄内部に於ける諸要因（例えば旧藩士族層の明治新政への非協力、清国への依存など）をも認めながら、それ以上に廃藩置県以降の県治における高圧的姿勢に求めている。

太田のそうした初期県政観は、昭和期に往時を回想して執筆された『県政五十年』のみならず、明治中期の諸論文から一貫して流れている見方である。ここに明治三十八年六月の『琉球新報』に掲載さ

れた「過去の沖繩県治」と題した無署名論説がある。この論説はいくつかの文体的特徴によって太田朝敷執筆にかかる論説とみて差しつかえない。例えば、文中で使用されている明治政府の初期沖繩統治を「事なかれかしの政道」あるいは「事なかれし」と位置づけている点などは、太田の前掲回想録で述べている「事勿れ主義の県治」という表現と対応するものであり、これらの傍証からしても太田朝敷執筆の論説と認定しうるものである。そのほか、太田は、当代随一の言論人として、時代の転換期にしばしばこうした総括的な論稿を執筆し、そこから現在への一定の指針なりを導く努力をつみ重ねている。この論説のほかに、大正中期には『琉球大観』というぼう大な論稿を書き、明治・大正期を総括的に展望した論稿がある。この論稿がのち『県政五十年』の母胎となっている。

さて、こうした論証的考察についてはひとまず置き、論説「過去の沖繩県治」は、沖繩初期県政の特徴をこのように生々しく位置づけている。

「過去における中央政府が本県に対する政策は好く言へば事なかれしと言ふに帰するが如きも更に言い返ふれば民を愚するの政策とも云ふことを得べし所謂発達すべき人民を抑へ附け以て統治上の目的を達せんと欲するにてありければ前來陳するが如くに本県の民を木馬となして之れに鞭(う)〔執筆者補・以下同〕つが如き政策さへも行はるるに及びたり⁽⁵⁾」

このような愚民政策はそれではどのような形をとって初期沖繩を貫徹したか。論説は言う。

「然るに何事ぞ万事に就けて神経的且つ自から求めて盲目的なりし中央政府及び派出官吏たりし過

去の県吏員等は頭よりして是等（置県以前の「立国の基礎」―筆者）の貴重なる歴史を無視し且つ甚だしきは殆んど之を根絶し去りて将来に於て日本帝国の健全分子を形造くるべき小学児童の記憶よりして之を取り了せんと企画せし事さえありたりぬ⁽⁶⁾」

琉球処分以前の連綿たる沖繩歴史の「無視」と「根絶」、学校教育における沖繩歴史教育の除去―こうした「歴史湮滅政策」を論説は更に以下のように論難する。

「故に吾人は之を稱して中央の政治家木馬に鞭（う）つの策と云う蓋し其の数十万の人民をして彼等の父母を忘れしめ彼等の歴史的記憶を湮滅し去つて而して其の人民の上に政治を施行せんと欲す之れ乃ち県民をして木馬となし之に騎せんと欲するものにあらずして何ぞや騎士如何に名手なりとするも之鞭（う）つて何等の効益あるべからざる也⁽⁷⁾」

太田が述べるこのような事態こそ、琉球処分以降の沖繩統治の原型であった。後に、太田がこのような事態を指し、「歴史湮滅政策」と断定し、更に後年、前引のようにその回想録の中で、「かかる地方は恐らく植民地以外にあるまい」と述べたのもそうした事態を指したものであった。この意味において、太田朝敷の明治・大正・昭和にわたる長い言論活動の底流を一貫して流れているものは、巨大な権力をもつ県庁に対抗して、沖繩の「社会的勢力」を結集し、いかに沖繩の権威を再構築するかにあったと要約できよう。もとより、太田のこのような姿勢が「反権力」に終始したと言うのではない。それどころか、謝花昇との対立関係にみられるように、時として「権力」に積極的に加担する局面さ

えみられた。しかし、そうした場合でも太田の姿勢に開示されるものは、何よりも「沖繩の利益」を最優先課題として置く、太田なりの現実主義的、あるいは状況主義的な判断であった。

こうした太田の姿勢は、明治二九年から同三〇年にかけて、県下を席卷した公同会運動に対しても、同様にみられる。後に太田は、この運動について、「立憲政治も既に十年近く経て来た時代であるから、こんな請願が採用されない位いはわかり切った話で、吾々は人心を転換させる適宜の一策として援助したわけだが、この問題については留学生の連中からも手厳しく攻撃された」と述べ、「適宜の一策などと理屈はつけても、少くとも思慮の足りなかつた責は免かれない」と自己批判をしている⁽⁸⁾。ただ、このような後年の自己批判に対しては、歴史の推移した後の太田自身のがい述懐として一定の留保をおいて聞かなければならないように思うが、しかし、この運動に「人心を転換させる適宜の一策」としてコミットとした太田の心情は、十分に注目にあたいる。というのも、人心が開化・頑固派に分裂した明治二十年代の政治社会情勢下にあつては、公同会運動とは、まさに太田自身が述べているように両派の対立を止揚し、「人心を転換させる適宜の一策」であつたのであり、太田が終生の課題とした「社会的勢力」の再構築につながる道であつたからである。

公同会運動ばかりではない。明治三〇年代に入って太田によって提唱された一連の下からの「同化」論の提唱さえも、実はこれまでに沖繩近代史で広く流布されているあの著名な同化論の一節、「沖繩今日の急務は何かと言へば一から十まで他府県に似せることです。極端に言へばクシヤメする

ことまで他府県の通りにすると言うこと⁽⁹⁾に見られるような単色な同化論、あるいは一元的な同化論ではなく、より本質的には、沖繩の現実に測した太田なりの「社会的勢力」の結集の方法、戦略としての意味がこめられていたのである。以下、本論においては、太田の同化論のもつ社会思想的な背景を視野に入れながら、同化論をめぐる明治三十年代の沖繩の思想史的な断面を描出してみたいと考える。

本論に入る前に、ここで簡単に太田朝敷（一八六五・四・八―一九三八・十一・二五）の閲歴⁽¹⁰⁾について紹介しておこう。太田朝敷は明治・大正・昭和の三代にわたって沖繩の言論界でもっとも影響力のあった地方的言論人である。首里山川村の士族の家に生まれ、一八八二年、沖繩師範学校に入学、同年十一月、謝花昇らとともに第一回県費留学生にえらばれ上京。学習院大学漢文科に入学、のちに東京高等師範学校に進むが、八六年家庭の事情により一時学業を中断して帰郷、放浪生活を経たのち再び上京して慶応義塾大学理財科に入学。一八九三年九月、『琉球新報』の創刊とともに同人として参画、以後、同紙に健筆をふるい、過渡期にあった沖繩の人心の啓蒙につとめた。

(二)

太田朝敷が「本県と女子教育」と題する講演を沖繩高等女学校開校式で行なったのは、明治三十三年七月のことであった。この講演は近代沖繩においてはじめて被治者の側から日本への「同化」を説い

た注目すべき講演であつた。だがしかし、近代沖繩における同化論を論ずる際に広く流布されている、「沖繩今日の急務は何であるかと言へば一から十まで他府県に似せることです。極端に言へばクシヤメする事まで府府県の通りです」という朝敷講演の一節が、実はこの講演の一部分であることについて論者の多くは全く関心を払わないのが現状である。

太田講演の全体的な脈絡からこの一節いわゆる「クシヤメ」論のみが切りはなされ、あたかも一人歩きしている観さえもあるが、しかし、論旨全体は無論たんなる「クシヤメ」論的な単純な同化論ではなく、むしろ、太田講演の真意は、女子教育の促進、向上等々を通じて同化のあり方を考察する太田自身の「文明」論的発想を基軸に展開された所にあつた。それでは太田が言う文明社会とは何か。重要な部分であるので、講演の冒頭部分をいとわずここに引用してみよう。

「…各国の統計を見ても最も開けたる国最も強い国は必ず女子教育が盛んなる所でございます。又万国進化の状態に照して見ても女子教育と云うものは最後に起つた現象でございまして女子教育と文明とは至大の関係を有して居るもの」と述べ、以下のように文明を位置づける。「偕て文明と申すものは一つ二つの事柄に就て下したる名ではなく、社会のあらゆる事柄を綜合して下したる名であります。本県杯も置県以来県庁で取扱う所の政治も文明の政治で、諸学校で教ゆる所も文明の教育で、その他銀行もあれば会社もあり、これ等も皆文明流に組織されたものであります。これ等一局部の進歩を以て沖繩の社会が文明の社会であるとは言へない。銘々の家庭に立ち入り見れば殆んど旧沖繩と

大差ない様に思われます。誠に残念な次第でございます。⁽¹¹⁾」(句読点は筆者、以下同様)

ここで太田朝敷が言う文明社会とは、人間の知識、制度文物が進歩発展している状態を指しているのであって、沖縄においても置県以降そうした文明化の波が徐々に政治・教育・経済・実業などの諸分野に浸透し、まさに「文明流に組織化されたもの」のそれは「一局部の進歩」にのみかざられ、「家庭」生活においては、いまだ「旧沖縄と大差ない」旧態依然たる状態にある。だから、「沖縄の社会が文明の社会であるとは言えない」と太田は断定する。

それでは沖縄の社会を「文明」化するには、どうすればよいか。太田は次のように言う。

「人は個人を以て社会の根本と致しますけれども私は一家を以て社会の根本と致す方(が―脱落)適當ではあるまいかと存じます。人が自他の關係を生ずるのは最初は家族間からしてそれより漸次社会に及ぼすもので若し家毎に平穩なる温雅なる家庭となりますれば、自然平穩温雅の社会が出来る勘定になります。さすれば文明の光も家庭より発するものでなければ眞正の光ではありません。而して女子は家庭の主宰者であります。女子の手でなければ決して純良の家庭を作ることとは出来ません。されば光輝ある家庭を作らんとすれば純良の婦人を作るが、唯一の方法でございます。純良の婦人を作るには女子教育を盛んならしむるの外道はない」

この引用で朝敷が目指す「文明」化構想の中に於ける女子教育、家庭改革のあり方が、充分、説得的に語られている。高い教養を身につけた女性たちによって「文明」社会にふさわしい「純良な家

庭」を作り出すことは、新旧文明の過渡期にあった当時の沖繩社会にあって、もっとも重要な社会的課題であると太田は考えた。「文明の光も家庭より発するものでなければ眞正の光」ではないとする講演の一節は、当時の沖繩社会が直面していた家庭改革という課題を端的な形で提示したものであったと言える。女子教育を振興することによって家庭改革を推進しつつ終局的には社会全般の改革、「文明」化を押し進めようとする太田の立論を、当時の沖繩社会の女子教育の水準以下の低さという現実に照してみる時、その立論がいかにか切実な課題として展開されていたかがわかる。この意味で、「本県と女子教育」と題した太田の講演は、近代沖繩女性史上において、女子教育の重要性をはじめ体系的な形で示した注目すべき講演であったと言える。

さて、このように女子教育の振興、家庭の改革を基軸に沖繩の文明化構想を推進しようとする朝敷は、そのことの故に、沖繩に於ける女子就学率の全国的な低さを「文明」の名において「前にも申します通り文明は総合したる名であつて一局部一事物に就て下したる名ではありません。さすれば、我沖繩は日本の文明を傷つけて居ると言わなければなりません。（傍点・筆者）」ときびしく論難し、「女子教育の盛衰を以て国の文野を区別」識別できるものとの観点に立つてみれば、「即ち日本の文明は沖繩の爲めにその幾分を傷つけられたるもの」と見なければならず、「我々沖繩県人たるもの誠にお恥しい次第」と自省をこめて断言する。

かくして、女子教育の振興を通じて、「純良なる婦人」、「温雅なる家庭」、「温雅なる社会」の創出

を目指す太田朝敷の沖繩「文明」化の構想は、日本の「文明」を損傷している旧来の家庭生活全般の解体を求める、あの著名な同化論の帰結へと到達する。

曰く、「沖繩今日の急務は何かと言へば一から十まで他府県に似せることです。極端に言へばクシャメする事まで他府県の通りにすると言ふことです」

だが、この講演で重要なのは、前引の部分に表出されているような太田の単純な同化論にあるのではなく、むしろその後段の部分にある。太田は前引の部分に続けてこのように言う。

「(沖繩は) 全国の百分の一位しかない地方でありますからそれ位な勢力では到底従来^レの風習を維持していくことが出来ない。維持が出来ないものとすれば我から進んで同化するか自然の勢ひに任ずか取るべき道は二つである。即ち積極的にやるか消極的にやるか二つでございます。若し消極的に同化させやうとすれば優勝劣敗の法則に支配されて幾多の不利を感じなければならぬ様になります。大木の下にある小木が生長しないと同様な理屈であるから斯う云ふ場合には寧ろ人為でも(小木を) 引延ばして大木に圧倒させぬ様にしなければならぬと思ひます」

この後段の部分が明らかにしているように、太田が言う「文明」化^レ同化とは、女子教育、家庭生活のあり方をふくめ社会生活の全般を単に「一から十」まで、まさに極端に言へば、「クシャメ」まで没主体的、従属的な形で他者へと模倣・同化せよと言っているのではない。太田自身が「我から進んで同化するか自然の勢ひに任ずか」と二者択一を迫まっているように、太田は自らもふくめ沖繩主体

そのものに対し「文明」化 \parallel 同化への自主的、主体的な撰択（意志）を問うているのである。言いかえるならば、「文明」化 \parallel 同化そのものを沖縄側の主体的な意志・決断において撰択するのか、あるは置県以後の政治過程で展開されたように消極的な形で「自然」のまゝに沖縄が押し流されていくのか—そのことをこそ太田は問うていたのである。明治十四年、沖縄県の第一回留学生として学習院に入学し、その後、慶応義塾大学に学んだ近代沖縄のエリート言論人、太田朝敷にとって琉球処分・廃藩置県以降の対沖縄統治は、まさに「優勝劣敗の法則」の貫徹、あるいは「薩閩の跋扈」に呻吟する政治過程として映じたのである。そこに太田朝敷の沖縄近代化への焦慮なり、屈折した心情なりが表出されているとみなければならぬ。

したがって、この太田講演をこれまでの多くの論者たちのように、単純な「日本」模倣、従属論で解釈すると、太田が力説した「文明」化 \parallel 同化への太田自身の啓蒙的言論人としての主体的・内発的な決断そのものを欠落させることになると同時に、太田が提唱した積極的同化の思想的、戦略的意味をも欠落させることになる。まさに、太田にとって積極的同化への道とは、「優勝劣敗」に対抗し、「大木」に圧倒されないように「小木」が生きのびるための決断であったのであり、同時にまたそこにこそ積極的同化の思想的、戦略的な意味もあったのである。「家族」を基軸とする文明社会形成への努力、「純良なる婦人」、「温雅なる家庭」、「温雅なる社会」等々の創出もまたすべて、そうした太田自身の沖縄の現実そのものへの決断からみちびき出された考え方であった。それ故にここにおいて

太田の現実認識がどのようなものであったかが再び問われなければならない。そのような太田の現実認識をもっとも赤裸々な形で表明したのが明治三五年六月の匿名論文「与K・S論時事」⁽¹²⁾であった。太田はその中で、明治政府の対沖繩政策の推移を、「置県以来、政府の沖繩に対するの政策は徹頭徹尾消極的なり」と断定し、「消極的政策の要旨は現状維持にあり」⁽¹³⁾と論難する。

すなわち、太田が言う明治政府の「消極的政策」とは、琉球処分（廃藩置県）以降、政府の対沖繩政策に対抗して中国へ亡命し、「琉球復旧」の請願運動を展開する旧琉球士族階級への「綏撫」を主眼にした「旧慣温存」主義を指し、そのため沖繩の地方自治制度の諸改革は、明治末期に至るまで、大幅に停滞した。そのような明治政府の統治政策のもと、置県以降の沖繩の歴代県政はどのように推移したか―試みに、ここで太田朝敷の言葉に聞こう。

「…我輩をして、今一度置県以来の歴史を繰返さしめよ。明治十二年より十三年に至る間は、万事草々の際、政府も県庁も、ただ藩政の研究と人心の鎮撫とに忙殺せられ、将来の進歩発展に向って、殆んど何等の施設する所なかりき。明治十四年より十五年に至るの間、即ち上杉伯県令たりし時に当りては、大に革新の方針をとり、諸般の制度を改革し、意も新人物の養成に注ぎ、衆愚の囂々を顧ずして着々其歩を進めたり。然るに時の検査院長岩村通俊氏、大政官の委任を受けて臨県し、上杉伯の進歩政策を非とし、時の内務書記官西村捨三氏をして県令の職を兼職せしめ、十六年より十八年に至る間は、一旦改革したる諸制度を片端より復旧し、大に士人の意を得るに勉めたり。其後大迫貞清氏

知事になるに及んで、大に薩摩の勢力を扶殖し、本県人にして奉職するものは、多く此時に非免せられ、本県も亦薩摩閥の跋扈に苦みたり。然して大迫氏の政略は、頑固と言わず開花と言わず、只本県人を圧迫して、グーの音も出さざらしむるにありしもの如し。降って福原・丸岡の二知事時代に至りては、県治も稍緒につき、形式の上に於ては、随分面目を改めたるものありしと雖も、大体に於ける消極的の方針は依然として存在したり⁽¹⁴⁾」

このような「保守的精神」に支えられた「消極的の方針」の帰結が、「薩閥の跋扈」であり、それらと結託した外来の「寄留人」による県政の壟断であった。そして、太田はこうした外来勢力と土着勢力の関係を「奴隷と主人、若しくは被征服者と征服者の関係⁽¹⁵⁾」と断定し、この両者の関係を「勢力の均衡」へとみちびき、両者の「調和」に自らの言論人としての努力をかたむけてきたと次のように語る。

「足下よ、内地本県間の障壁を撤去して、寄留人と土着人と調和せざるべからざることは、我輩が多年唱道したる所なり、然れども寄留人就中官吏の中には、我輩の主張に悖戻し、所謂本国風を吹いて愚民を虐遇するもの少なからず、我輩は調和を唱道すると同時に、之等の徒を征伐せざるべからざるなり、我輩の主張する所の調和は、対等に於ての調和なり、県民をして彼等の膝下に降版して、感情の衝突を避けよと云ふにあらず、然れども寄留人中の没曉漢は、此意味に於て調和せんと欲す、我輩は寧ろ多年の主張を抛擲するも、彼等の意思を満足せしむる能はざる也⁽¹⁶⁾」

以上のような公憤の気迫みなぎる太田の一文を読むと、太田が言う「文明」化Ⅱ同化とは、たんに没主体的、従属的な形で他者へ模倣、埋没することを意味するのではなく、まさに内と外にむけた二正面作戦によって展開されていたことがよくわかる。と同時に、そこにこそ太田が「文明」化Ⅱ同化論にこめた思想的・戦略的な意味があったのである。それでは、内と外にむけた「文明」化Ⅱ同化の主張にこめられた意味とは何か。

内にむけた「文明」化の主張には、まさに太田自らが「本県数百年來の習慣、之を打破し、之を革新せざれば、到底文明の風潮に添はざるもの多し⁽¹⁷⁾」と述べているように、家庭生活をふくめ社会生活全般を旧來の「習慣の力」、拘束より離脱させ、「文明」化Ⅱ同化することによって「内地」と対等の地位を確保するという意味がこめられていた。そして、外にむけた同化の主張には、前者で言うそうした文明化への「革新」の努力、あるいは「文明の風潮」へと適合する社会形成の努力の上になつて、太田が「是れ単に政治上のみとみなす勿れ、社会上に於ても然り、商業上に於ても然り」と指摘する現状の勢力不均衡の是正、社会的・政治的な「差別」を排除し、「沖繩」と「内地」とが「対等に於ての調和」を実現・達成するとの意味がこめられていた。太田の「文明」化Ⅱ同化論をもつて、二正面作戦と筆者が呼称する理由もここにある。

(三)

さて、我々はここでもう一度太田論文「過去の沖縄縣治」の冒頭の一文にもどって、太田が主張する同化論の思想的意味を考えてみよう。

「何れの国民も其の新旧過渡の時代に於ては多少の不平を抑へ苦痛を忍ばざるべからざるは免れ得ざる所なるかの如くなれども我沖縄県下の如く法令の力を以て政府の威力を以て総ての習慣旧俗を打ち破られ其の結果として一切の社会組織が混乱紛糾の場合に立ち至りたるものは稀ならむ⁽¹⁸⁾」

琉球処分を起動力として沖縄近代を貫徹する「法令の力」、「政府の威力」が旧俗習慣のことごとくを打破すると同時に、一切の社会組織を解体・破碎しつくしたと太田は沖縄近代を把握する。そしてまた、このような事態は、伊波普猷が明治末期の著書『古琉球』の中で、明治政府の沖縄統治を「国性剝奪」と断定し、「日本政府は即ち琉球王国を廃してその国家制度を滅却せしめ、風俗習慣制度等を滅却せしめようとした⁽¹⁹⁾」という論述とまさに対応するものであった。こうした沖縄近代の特異な諸相に対する認識を背景にして太田の同化論を考察していくとすでに論述したように、太田の同化論は決して没主体的、従属的な形での他者への模倣、埋没を意味するものではなく、むしろ上からの同化論を逆手にとりながら沖縄の主体性（アイデンティティ）の確保・維持につとめようとする太田の姿勢さえそこに垣間見ることができる。そしてまた、太田朝敷が提唱した下からの同化論を、例えば明

治二九年十二月に開催された沖縄県私立教育会で決議された「普通語普及の目的」に関する次のような一文と比較する時、我々は太田の同化論との決定的な相違に気づくはずである。その一文は以下のように上からの同化の促進を説いている。

「琉球語は内地語との同語源なりと雖ども今日に至りては一方語たるに過ぎず而して普通語と彼此相通せざるなり凡一国内にありて言語相通せざるが如きは嘗に国家の統一を欠くのみならず事々物々不利弊害を来すこと弁を待たず此の地素新領地に非ずして新領地の如き観あるは言語の差異に關すること大なり故に普通語の普及を計るは本県を同化するの急務にして従来これを等閑に附せしことあらずと雖ども其の結果に対しては未だ満足を表する能はず故に本項は更に一步を進めて其の必要を増し且つ練習の機会を与える所以なり」⁽²⁰⁾

一 国家内における地方語（方言）の多様な存在そのものを国家的統一の観点から「不利弊害」と断定し、「言語の差異」を画一化、平準化することによって「同化」を促進するというこの主張こそ、近代沖縄を象徴する上からの同化論の典型であった。このような同化論に対し、太田が内実のともなわない「国民的精神の統一」と批判したことは、後述する所であるが、そうした一民族、一地方の内面的な価値や感情の支柱とも言うべき言語（方言）を剝奪し、同化を押し進める方向を、極限的な形で示したのが植民地台湾における同化論の展開であった。

我々はそうした同化論の例証を、『台湾教育会雑誌』（明治三四年六月発行）第一号に掲載された台

湾教育会々長石塚英蔵の講演論文『新領土と国語教育』⁽²¹⁾にみることができる。石塚は言う。

「故に若し新領土に於て、二個人種相接触するときは、優等人種は劣等人種を己に同化せしむること必要なるを感ずるの理由も、亦自ら明白ならん。同化とは、申す迄もなく一民族の言語、風俗、習慣其他の特性を遷して、己に化せしむること、則ち俗を換え風を遷すを言う」

石塚はこのように述べて、台湾統治の窮極的な目的を「之（台湾）を化して我国民と同様となし、打して一団となすの点」に置くべきことを主張する。そして、石塚は更にこの目的を達成する手段としての国語教育の重要性を説き、次のように述べる。

「蓋し同化するものは、民族の特性を移し化するにあり。而して民族の特性とは、前にも一寸申述べたる通り、言語風俗宗教法制等にして、就中言語は最力強きものにて、他は皆自ら之に伴ふ故に、同化の最大要点は言語にあることは自ら明かなり」

一民族が保有する言語、風俗、宗教、法制など民族的な特性と価値を根こそぎ剝奪することによって他民族に融解させること、これが石塚らの『台湾教育雑誌』をつらぬく同化論の実態であった。この意味で石塚らの同化論は、「故に概して忠愛の志気に乏しく国家的思想の薄弱なること他府県に於ては蓋し想像以外なるべし」とし、沖縄における「忠愛の志気国家的思想を喚起せしめる」ことを国家的統一の観点から目指し、琉球方言の排撃、撲滅をうたい、同化の促進を強調した『琉球教育』⁽²²⁾に於ける同化論とまさに相貫流するものであった。そしてまた、そのような両者の同化論の類似性は、

台湾領有間もない明治二八年六月、時の沖縄県私立教育会々長児玉喜八が『琉球教育』誌上で次のように明確に述べていることから充分立証できる。児玉は領台後における台湾と連動する琉球教育の重要性を説いて以下のように言う。

「…夫れ台湾の地たる我が沖縄と相距る僅かに一葦帯水のみ故を以て来往の便甚だ自在なるのみならず風土氣候も亦殆んど相均しきものあり則ち将来彼地の蛮族をして我が皇化に浴せしめ之を導きて以て我が文明の同胞たるに愧ぢざるの良民たるに至らしむものは其大半の責任は実に本県にありと曰ふも敢えて誣言にあらざる可しと信ずるなり然らば則ち其責任たる重且大にして而して剛勇果敢以て事に斯に當るの人物を養成せざる可らず是れ本県教育上尚ほ一層の責任を加へたるものと謂ふべし」⁽²³⁾

児玉喜八が述べるように、植民地台湾を先導する地域としての沖縄における同化は、まさに「将来彼地（台湾）の蛮族をして我が皇化に浴せしめ之を導きて以て我が文明の同胞たるに愧ぢざるの良民たるに至らしむるもの」という形で台湾統治へと連動されていったのであった。そればかりではない。近代日本における沖縄の位置は、まさに台湾・朝鮮などの植民地と同一次元で位置づけられ、そうした背景をもとに上からの急速な同化論が展開されたのである。

こうした上からの同化論が押し進められていく背景を知るために、ここで若干の例証をあげながら、近代沖縄がアジア（台湾・朝鮮）との関係でどのような位置に立たされたかを考察してみよう。明治二八年十二月の『琉球教育』第二号に掲載された「沖縄は沖縄なり琉球にあらず」と題する論文は、

そうした事実を考察する際に、もつとも適切な例証であろう。

この論文は新田義尊という一教師が執筆した論文で、沖縄を「沖縄」と呼称すべきか、「琉球」と呼称すべきかということを延々と述べたてた荒唐無稽な論文であるが、その一節で新田は、「沖縄と申して琉球と申さぬ、といふが何故かとなれば、台湾など同一に、異種別族に類せる名称」(『琉球教育』第二号、同名論文)であるからとし、更に次のように述べている。

「…我同胞同族たることを知りて、支那と全く関係を絶ちし以上は、清国琉球ではなくて日本国沖縄島にして、決して琉球人と申されませぬ、されば琉球人と申さむよりは、沖縄人士と申したる方、耳障り宜しきか、琉球人と申すことは…今一層耳障りなるは和蘭人、南京人、朝鮮人と並へ称されて、殆んど外蛮人と同一の観念を生じます。それといふが外蛮人と同様な待遇を受けたることもありて、甚だ不祚なる名称たるに由ると存じます⁽²⁴⁾」(『琉球教育』第四号、同名論文)

新田はこのように述べ、琉球という「故障つきの不祚なる名称」を「教育社会」を手始めとして沖縄全体で「廃するの策」を取るべきことを提唱する。

「異種別族」といい、「外蛮人と同一観念」といい、この一教育官吏の手になる沖縄像は、近代日本に於ける沖縄像の有り様を赤裸々な形で露呈したものであったが、このような形でアジアと連動される沖縄像の有り様こそ、太田が「本県内地の差別観」と断定し、以下のように鋭く切り返したものであった。

「足下よ、沖縄は決して日本の新領土にあらず、我輩沖縄県人も亦決して尚く思はざるなり、然れども政府は慥かに新領土を以て沖縄に擬せり、試みに政府の政策を一々点検せよ、果して沖縄の実質を發達せしめたる跡あるか、公平なる眼を以てすれば、置県以来、教育の外一も見るものなきにあらざや、然して唯一の効果たる教育も、其主眼は国民的精神の統一を期するに外ならざりき」⁽²⁵⁾

ちなみに、ここで太田が言う「新領土」とは、前述の石塚英蔵が『台湾教育会雑誌』で「新領土とは、最も広き意味において、所謂植民地と称するのは勿論其他保護国附属地を包括する積りなり」と定義している「植民地」を指していることはほぼ間違いない。太田はこのように国内的な位置にありながら、台湾などと同様に「植民地」として処遇された沖縄の位置を前述のように激しく批判すると同時に、まさに前述の新田義尊が「日本人種である限りは、日本魂を磨き上げて、我国体を失なわざることに吸々せずばなるまい」⁽²⁷⁾とする画的、強制的な上からの「国民的精神の統一」を批判しているのである。このような文脈でみる限り、太田の明治政府批判は、その対沖縄統治に関して言えば、まことに正鵠を射た批判と言ふべきである。ただ、太田の批判が、明治政府の対沖縄統治への批判に終始し、台湾・朝鮮問題を射程外においたことは、太田のアジア観を考える際の重要なポイントになると言えよう。

そのことは、別論の課題として、太田のこうした批判を裏づけるような重要な証言がここにある。時期はいくぶんずれ込むが、日韓併合後の明治四四年二四日の『原敬日記』の一条がそれである。そ

の中で後の平民宰相原敬は、日韓併合後の朝鮮に赴く井上角五郎の「将来朝鮮に対して如何なる政策を取るか」との内々の質問に対し、以下のように答えている。

「朝鮮は之を普通の植民地視せず遂に日本に同化せしむべし、又朝鮮人は同化し得べき人民なり：随て教育も朝鮮人に対しては別種のもを施さんとする者ある由なるも是れ大なる謬見なり、日本人と毫も異らざる教育を施すべし、只日本人と異なる所は日本語を十分に教ゆる事の必要あるのみ、斯くせば将来府県会の類も望み又国会議員を出すことも望むならんが毫も差支なし、恰も内地に於ける琉球又は北海道の如きものとなして妨げなきなり：」⁽²⁸⁾

原敬のこの一文は、はしなくも、太田が言う、「沖繩は決して日本の新領土にあらず：然れども政府は慥かに新領土を以て沖繩に擬せり」との批判を逆に裏づける形となっている。この原敬の一文について松尾尊允氏は、「原敬は、制度・教育を日本と同一にすれば、朝鮮・台湾を同化しうるとの確信を抱いていた。その先例は『琉球処分』の成功にあった。朝鮮・台湾はいうまでもなく日本の植民地である以上、この地域の統治先例にあげられる沖繩も当然植民地として原敬に意識されていたのである」⁽²⁹⁾と位置づけている。沖繩を日本国内の一地域として処遇するのではなく、植民地、あるいは「新開地」として位置づけるこうした沖繩観は、たんに権力の中核にいた原敬のような人物のみならず、明治期の有識者の中においても、しばしばみられる現象であった。

例えば、志賀重昂の著名な「続世界山水図説」は、レブンウォースの沖繩見聞記を引用し、「琉球

の發達⁽³⁰⁾」と題してこのように述べる。

「要するに沖縄県の發達は日本人を問はず、外国人の批評を参考すること面白けれ、プロフェッサー、レブンウォース沖縄県に旅行して曰く『日本国民が植民政策に成功すべきや否やに就ては、此の国民が、琉球に施せる計画と、其の権力を適当に使用せし行蹟とを顧み、更に又た近來台湾に精力を用ひ、其の効果の善良なるより観下すれば、此の帝国が韓国を指導して改良進歩の実を挙げ、遂に偉大なる功業を奏する日のあるべきは、豈に信ぜざらんと欲するも得べけんや』と。即ち琉球の發達は即ち世界に対する日本の品格をして九鼎大呂より重からしめたるもの：」

この一文が明らかにしているように、志賀も原敬同様に、レブンウォースの所説に賛意を表明している。

以上のように、『琉球教育』、『台湾教育会雑誌』、原敬、志賀重昂とつなげてゆくと、近代日本におけるアジア観と沖縄観との類似性が明瞭となると同時に、近代沖縄において展開された上からの同化論もまた、そうしたアジア観、沖縄観を連動させながら展開されたことが明瞭となる。太田朝敷の明治政府批判は、まさにそうした連動にこそむけられていたのである。

(四)

さて、このようにみえてくると太田が目指す同化論と『琉球教育』や『台湾教育会雑誌』で展開され

た同化論との決定的な相違に我々は到達する。すでに前章でみたように、後者において展開された同化論は、地域的、民族的な特性や個性の全面的な剝奪を主眼とし、まさに伊波普猷が言う「国性剝奪」であり、太田がいう「歴史湮滅政策」そのものであった。

それに対し、太田が明治三〇年代前後の一時期に提唱した同化論は、むしろ、沖縄がはぐくんできた歴史文化への自負と誇りの上になつて主張された「文明」化への一道程としての同化論であつて、決して沖縄の歴史文化を内側から否認する形のものではなかつた。それどころか太田は、沖縄の歴史文化への熱烈な信奉者であつた。そうした太田の姿勢を垣間見せる事例は、数多く散見することができるのであるが、例えば次の一文などはそうした太田の姿勢を典型的な形で開示した一文である。

「少くとも我々沖縄県民は独立した一個の歴史を有したり上は天孫人種の昔より下は廃藩置県の当時に至るまで孤立したる南海の島嶼は日本支那の両国に介在し困難なる国際的關係の下に在り氣候風土の異なりたる所に於て此の善良にして進歩的なる人種が形成したる歴史は之れ取りも直さず日本国の天孫人種の一部が如何に複雑なる国際關係の下に於て如何に巧妙なる政策をとりて立国の基礎を維持するに堪へたるかを説明するものとなるべく……」⁽³¹⁾

この一文は古琉球、近世・近代に至る沖縄の苦難の歩みを述べたものであるが、注目すべきことは、太田が日清両大国下のもとにあつた近世史における沖縄自身の自国経営の努力を、「複雑なる国際關係」の下に於て「巧妙なる政策をとりて立国の基礎」を樹立したと積極的に評価している所にある。

このような太田の沖縄歴史への評価は、当時としては異例の評価であって、主流の評価は前章で述べた新田義尊に象徴的にみられるように、それは緊急に清算さるべき負の歴史的遺産として位置づけられていた。

新田義尊の同名論文「沖縄は沖縄なり琉球にあらず⁽³²⁾」は、「琉球」という名称問題にかかわりながら「日清両属」の歴史を以下のように筆をきわめて激しく排撃する。

「琉球といふ名称に就きて、第一に面白からぬ者は何であるかといへば、両属といふ垢の剥けたる痕がありて：我が同胞を柔弱怯懦ならしめたるも、陰と陽との隔意を持つ習慣をつけたるも、皆此両属といふ不貞女子の氣質を稟けたるに基因す」と新田は述べ、更に「琉球」という名称は、「：首を支那に低れ腰を支那に折りて、我国体を度外にして、彼の干渉を受けし」と断定する。沖縄蔑視を赤裸々にまで露呈した新田のこの一文と太田の一文を比較検討すると、太田の言論活動がいかに深く沖縄の歴史に根差しつつ、こうした偏見や蔑視と闘っていたかがわかる。太田にとって、日清両大國間に介在し、刻苦經營につとめた琉球の歴史はあたかも福沢諭吉がああ著名な「瘠我慢の説」の中で、「欧州にて和蘭白耳義^{ベルギー}の如き小國が、仏独の間に介在して小政府を維持するよりも、大國に合併することこそ安樂なる可けれども、尚ほ其独立を張て動かざるは小國の瘠我慢にして、我慢能く國の榮譽を保つものと云ふ可し⁽³³⁾」と述べる小國の内面的な矜持と不撓不掘の自治的精神の発露とみなさるべきものであった。それゆえに太田は「本県過去の歴史と自治的政治上の組織とが東洋の白耳義國民

として日本帝国の自治的政道の上に如何程深き利益を提供すべき乎機を見て更に細論する所あらんとす⁽³⁴⁾」(傍点、筆者)と述べて、沖繩の「過去の歴史」を、仏独二大強国に狭撃されながらも、よくその小国の矜持と主体性を失うことなく独立を維持したベルギーの歴史に類比して、「東洋の白耳義国民」と位置づけたのである。

太田をして太田に、太田の内なる琉球がその過去において小国としての内面的な矜持を堅固にもち、いかに「自治的精神」にみち、強大国の圧迫や干渉に抗して「独立の精神」を発揮したかを述べさせよ。

「然り而して彼等の能く茲に至れる所以のものは一に彼等の自治的精神にありき外は隣強の間に介まり耿耿たる独立の精神は禁ずべからず面倒なる一切の兵備を撤し修身整家以て治国平天下てふ儒教的政道をば殆んど其の極端にまで拡充し以て之を郷党朋友の間に及ぼし相制しめて互に非違を禁じ安寧秩序を維持するに勉めたる彼等の自治的精神は社会一切の組織の上に顕はれぬ彼等は之を以て其の国土を維持し其の財産を保護し其の生活上の幸福を楽しみぬ其複雑精到盡さざるなき昔時に於ける沖縄県民の生活状態は少しく注意せられたらんには明治の初年に於て早くも中央政府の看取する所となりて県治の政策を益したるもの多かりしならん然れども不幸にして事茲に出でず当時の沖縄県民を以て野蛮と視なし難治の民となし之を取り扱ひたりし⁽³⁵⁾」

太田のこの一文は、沖縄の歴史を現在から過去へとさかのぼり、それをたんに外面的ではなく、

内面的にとらえることによって、そこに内在する「自治的精神」、³⁶「独立の精神」という正当な歴史的遺産を抽出し、廃藩置県以降、横行した沖縄歴史への偏見や蔑視を排除すると同時に、「彼等（沖縄県民）の歴史的記憶を湮滅し去って而して其の人民の上に政治を施行せん」とした過去の県政の根本的な誤謬をつくものとなっている。

こうしてみると、太田の同化論は世上流布されているような「クシャメ」論的なものでは決してなく、太田の広範な言論活動のほんの一部分にしか過ぎないことが理解される。しかも、太田の同化論は、明治三〇年代前後の『琉球新報』に散見される二、三の例にしか過ぎず、こうした事例をもって伊波普猷登場以前に沖縄の内面の声を発し続けた太田朝敷をあたかも「同化の権化」とするかのような評価は、性急に過ぎるものとせねばならない。

由来、同化とは、『琉球教育』や『台湾教育会雑誌』における多様な展開をみてもわかるように、「優等民族（人種）」と「劣等民族（人種）」という民族的、人種的な優劣の力学的関係を前提とし、前者への後者の全面的服従、屈服を意味するものであって、太田のように自己の歴史文化に深い矜持の念をもった人物が前述のような諸関係を是認し、没主体的、従属的な形での同化論へと加担するはずがない。そうした意味で太田が言う同化とは、沖縄を日本化、文明化するための戦略的方法なのであり、そのことによって「日本」と「沖縄」との対等な位置を構築し、序草で述べたような沖縄県政をになう「社会的勢力」の育成を目指したものであったと言える。

そして、敢えて言えば、太田の初期言論人としての使命感は、まさに「我々沖繩県民は独立した一個の歴史を有したり」という前引の名言に見事に凝縮されているようにさえ思われるのである。こうした太田の歴史への洞察力に支えられた広範な形での啓蒙的言論活動こそ、やがて伊波普猷らを中心とした明治末期の沖繩研究の勃興と隆盛をも促していくことになるのである。

注

- (1) 太田朝敷『沖繩県政五十年』一九二頁、おきなわ社、昭和三十二年十二月刊
- (2) 太田前掲書、一九二頁
- (3) 太田前掲書、四九頁～五〇頁
- (4) 太田前掲書、五三頁
- (5) 「過去の沖繩県治」(四)『琉球新報』、明治三十九年六月九日
- (6) 「過去の沖繩県治」(三)『琉球新報』、明治三十九年六月八日
- (7) 「同右」
- (8) 太田前掲書、二〇八頁～二〇九頁
- (9) 天南生(太田朝敷のペンネーム)「女子教育と本県」『琉球新報』明治三十三年七月五日
- (10) 『沖繩大百科辞典』四〇〇頁～四〇二頁、沖繩タイムス社
- (11) 天南生「女子教育と本県」『琉球新報』、明治三十三年七月四日。以下断わりのない限り、引用はすべて太田朝敷講演「女子教育と本県」(明治三十三年七月四日～五日)からの引用である。
- (12) 論文「与K・S論時事」はT・Oのイニシャルをふした時事論文である。T・Oは太田朝敷のイニシャルであり、太田朝敷の匿名論文と断定して差しつかえない。文中の用語や要旨も『県政五十年』と類似し

ており、太田の注目すべき匿名論文の一つである。なお同論文は、明治三十三年六月三日、五日、七日、九日の四回にわたって『琉球新報』に掲載されている

- (13) T・O「与K・S論時事」(其一)『琉球新報』、明治三十五年六月三日
- (14) 「同右」(其二)『琉球新報』、明治三十五年六月五日
- (15) 「同右」(其四)『琉球新報』、明治三十五年六月九日
- (16) 「同右」(其三)『琉球新報』、明治三十五年六月七日
- (17) 「同右」(其二)『琉球新報』、明治三十五年六月五日
- (18) 「過去の県治」『琉球新報』、明治三十九年六月六日
- (19) 伊波普猷『古琉球』九八頁、沖繩公論社、明治四十四年十二月
- (20) 『琉球教育』第一卷一一五頁、一一六頁、本邦書籍、昭和五年三月
- (21) 石塚英蔵「新領土と国語教育」、『台湾教育会雑誌』第一号三頁、明治三十四年六月
- (22) 『琉球教育』第一卷一一五頁、本邦書籍、昭和五年三月
- (23) 「右同」一四頁
- (24) 「右同」一二九頁
- (25) T・O「与K・S論時事」(其二)『琉球新報』、明治三十五年六月三日
- (26) 石塚英蔵「新領土と国語教育」、『台湾教育会雑誌』一頁、明治三十四年六月
- (27) 『琉球教育』第一卷一三二頁
- (28) 『原敬日記』第三卷一一四頁、福村出版、一九六五年五月
- (29) 松尾尊允「沖繩の印象」、『本倉』所収四六九頁、みすず書房、一九八三年一月
- (30) 志賀重昂「続世界山水図説」、『志賀重昂全集』第六卷所収二二三頁、志賀重昂全集刊行会、昭和三年三

月

- (31) 「過去の沖繩県治」、『琉球新報』明治三十九年六月八日。
- (32) 『琉球教育』第一卷五〇頁
- (33) 「瘠我慢の説」、『福沢諭吉集』二六七頁、筑摩書房、一九七五年二月
- (34) 「過去の沖繩県治」(五)『琉球新報』、明治三十九年六月十日
- (35) 「同右」
- (36) 「同右」(三)『琉球新報』、明治三十九年六月八日